

平成29年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 平成29年12月22日(金)
場 所 岐阜県庁舎4階特別会議室

岐 阜 県

午前10時00分開会

(事務局) ※寺田技術総括監

それでは時間となりましたので、ただ今から平成29年度第1回岐阜県森林審議会を開催いたします。それでは、初めに高井林政部長から挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

(事務局) ※寺田技術総括監

本日は、委員12名中、10名の方の出席をいただいておりますので、岐阜県森林法施行細則第19条第2項に定める会議の定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを報告します。

次に審議会の進め方ですが、審議の公平性透明性の確保の点から公開により行うこととしております。また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますのでご理解をお願いいたします。

さらに、本日は報道関係の取材がありますので、撮影につきまして予めご了承いただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、次に本日の資料について確認させていただきます。

～資料確認～

(事務局) ※寺田技術総括監

それでは、議事に入らせていただきます。

岐阜県森林審議会運営内規第3条により、議長につきましては会長が務めることとなっておりますので、以降の進行を藤原会長にお願いします。よろしくをお願いします。

～藤原会長あいさつ～

(藤原会長)

それでは、議事を進行いたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

岐阜県森林審議会運営内規第8条により、本日の議事録の署名者に正村委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは最初の議事に入ります。事務局の方、諮問文の配付をお願いします。

～諮問文を配付～

まず、審議事項の諮問文を事務局から朗読願います。

・ 諮問文朗読

林第502号 平成29年12月22日
岐阜県森林審議会長 様
岐阜県知事 古田 肇
平成29年度第1回岐阜県森林審議会にかかる諮問について
下記事項について、貴審議会の意見を求めます。
記
1 森林法第5条第1項に基づく木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立について
2 森林法第5条第5項に基づく揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

(藤原会長)

それでは只今諮問を受けました議第1号「木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について」の審議をいたします。事務局から説明願います。

(事務局) ※林政課 大橋係長

～資料1～7に基づき木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立及び揖斐川森林計画区等4計画区の地域森林計画の変更の概要を説明～

(森林法及び林野庁長官通知に基づき、計画の案の縦覧、関係市町村長・森林管理局長・経済産業局長への意見照会を行ったところ、いずれも意見なしであることを報告。)

(藤原会長)

ただいま説明のありました「木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について」、皆さま方からのご質疑、ご意見をいただきたいと思っております。ご意見等ございますか。ご発言願いたいと思っております。

(正村委員)

それぞれの地域森林計画の変更については質問ないですが、その前提となるですね、県下の数量について若干お尋ねしたいということです。18ページに書いてあります、県下の森林66万ヘクタールのうち、環境林に移行していく過程で、人工林のうち一部

が環境林に移行するわけですが、本日の説明資料のうち、再造林が5カ年で1995ヘクターございます。環境林と再造林との関係はイコールではないと思いますが、環境林への移行がどのような形態でされていくのか、ひとつご説明をいただきたいと思えます。

もう一つ、再造林のうち、県有林、市町村有林、公社有林の取組みはどのように考えていらっしゃるか、質問させていただきます。

(事務局) ※寺田技術総括監

まず環境林への移行についてですけれども、現在、基本計画に基づきまして、森林配置計画というものを、各市町村(地域検討会)の方で作成していただいております。そこで木材生産林と環境保全林の区別をさせていただいている最中で、現在人工林であるものを環境保全林へという風に位置づけられたものにつきましては、間伐を繰り返したり、択伐を進めたりということで、針広混交林化もしくは広葉樹林化を進めていくということを考えております。

それから、その中で、市町村有林、公有林ですとか、公社有林をどういう風にとということにつきましても、ゾーニングされた中で、環境保全林に位置付けられたものについては、基本計画で考えております、環境保全林の考え方に従った施業を今後進めていただくと考えております。

(藤原会長)

よろしいでしょうか。

(正村委員)

皆伐ということは考えられないですか。広葉樹林化などそういったことは。

(事務局) ※寺田技術総括監

皆伐自体も否定はしておりません。皆伐を進めて、その後、例えば広葉樹林化ですとか、そういったことも否定はしていないということでございます。

(正村委員)

ありがとうございました。

(藤原会長)

その他、ご意見、ご質疑ありませんか。

(中原委員)

今の正村委員の質問は、要は、人工林として拡大造林政策時代に植えられたスギ・ヒノキがこのまま放置される中で、環境林化への転換というのは異論ないことだと私は思っています。ただし、木は大きくなっていくと、例えば、どこかのグラフにありましたが、12齢級が一番面積的に多いと。おそらく、そのうち多くが仮に環境林にシフト

した時に、間伐を繰り返していくと、間伐すればすなわち成長する環境が整うがゆえに、従来より成長量は上がっていきます、年間の成長量は。

となると、60年のものを強度の間伐を40%くらいやったらとしましょう、そして20年放置したらどうなるか、そこで、また間伐を40%やって、ヘクタール当たり成立本数を仮に600本とか700本とかの状況で、100年に到達した時に、それは皆伐にしなくてもいいんですかというご質問だと思ったんですけど、要するに、人工的に植えたものを途中で手を加えたことによって天然更新が不可能なものになることは皆さん周知の事実だと思うんですね、ではその後始末、将来的には天然更新を狙っているのは僕は分かるんだけど、そこに存在する80年とか大きくなったものを、皆伐して素材生産としても役立つんだけど、そのことに対して県はこういう風に、また、100年の森づくりの中でどうお考えになってらっしゃるかいうところだと思うんですよ、僕もこれはどういう風にされるのかなと思っていますので、質問としてお願いします。

(事務局) ※寺田技術総括監

間伐を繰り返した林分と、それから全く放置した林分とを比較しますと、データの的には間伐をせずに放っておいた方が林分としての蓄積は大きくなる一方、間伐遅れの林分は、間伐後の木の成長量に関しては、十分期待できないということがあるかと思えます。

それで、将来100年先を見越したときに、理想を言えば針広混交林ということで、健全な上層木と、広葉樹ですとか小さい木とか複層状態で多様性のある森になっているということを想定したものを、目指すべき環境保全林という風に考えております。

(事務局) ※平井次長

実は、どういうやり方をすれば針広混交林化、広葉樹林になるかということで、実験調査を始めているところです。

間伐のやり方でも、いわゆる、定性間伐と言われる、悪い木から抜いていくやり方で40%伐った時に、果たして下層植生が生えてくるか、それから列状間伐のように、2列3列伐ってしまって大きく空間を空けたときに、下層植生がどうやって生えてくるか。もう一つは群状ということで、ある一定の、大きくはないですが、0.05ヘクタールとか0.1ヘクタールくらいの大きさを、スポット的に空間を空けたときにどのように下層植生が生えてくるのか。

その3つのやり方で実験をはじめまして、どのやり方が一番針広混交林化に向いているのかというところを、結果を出そうとしています。その結果を踏まえて、将来的に100年先の針広混交林化はこういうやり方でやるべきだという指針を県の方で出して、県全体に指導していきたいなと考えているのが現状であります。

(正村委員)

広葉樹の植栽は考えないで、天然更新を前提に考えていらっしゃるということですか。

(事務局) ※平井次長

植栽もありだと思います。植栽をしたときに、どういう空間を空けた時にその植栽群

が成長していくかということも今後の検証課題だと思います。その時に獣害対策が大変問題になりますので、獣害に対してどういう対策を取ったら、その植栽した木がちゃんと成長していくのか、そういうことも含めて、検証していきたいと思います。

(中原委員)

今の更新の問題ですが、そもそも林野庁にしても、対象にして整備してほしいというのは、全国を上げての、岐阜でいうと1万ヘクタール造林地ですね、山村に現金収入をもたらせるという池田勇人内閣の所得倍増政策の一環として林業がそれをやったわけです。その後、過疎化が進み、物価上昇率が思うようにならず、諸般の事情があって放置されてこうなっている。それをどうしようかということで窮余の一策と考えた方がいい。

すなわち、そういったところの木はスギ・ヒノキを入れなくて、広葉樹天然林にしておけばよかったものを、人間が手を入れたことによって、これをやらざるを得なくなると林経協は解釈しています。

そうだとすると、色んな実験データも必要かもしれないが、それに関しては、陽が入ってこれば、春夏秋冬がある我が国においては、灌木を中心として必ず雑木が生えてくる。ただし、今の状況のような土柱が立ったような状況では絶対生えてはこない、陰樹は生えてくる。これは間違いありません。ですから、そういった方向で、50年の長い時間の中で、緩やかな変化をもって、負荷のかからないかたちで、安定した針広混交化や広葉樹林なのかの考え方をもちえれば、何ら問題がないと思います。

例えば、今から、25、26年前に、あるところをうちは皆伐しました。(植えたところ)案の定枯れました。再造林をもう1回しました。またやっぱりダメでした。それから25年の時を経て、5月になると新緑になって灌木になってきています。それが引いては、成長して淘汰の原理をもちえれば、これから100年の先に原生林になるというのは、うちでも現実持っている。今すぐ結果が出ないのが林業なので、そこを拙速のかたちで慌ててやると、逆に、金と人と、皆さんを巻き込む意味で混乱以外にないと思いますので、そういった時間の流れを緩やかな変化をもって、やりすぎた人工林からの転換というのを、100年とは言いませんが、最低でも50年はかかると思いますので、それくらいの腹を据えてやるし、皆さんもそういうもんだと山はと思って。なんたって年輪は1年に1個しかできませんので、そういうもんだと思わないといけなと思っています。

(藤原会長)

ありがとうございます。なかなか、難しい問題ですね。そのほか、計画に関してご意見等あればお願いします。

(中原委員)

いただいた資料の16ページで、第3期岐阜県森林づくり基本計画における再造林計画のところ、これは県全体で、平成29年度に345ヘクタールで平成33年度に450ヘクタールという計画量、面積が載っていますが、この面積に対して再造林ということで、従来の3千本を植えるのではなく、仮に簡素化した効率的な、2千本ぐらいでこの

面積を単純計算すると、29年度は69万本、30年度は73万本、33年度は90万本とかですね、トータルで391万本なんです。たった2千本という疎の状況で植えても、これだけの本数が必要になってくる時に、今の段階では、それだけの造林はしていないので種苗業者がどんどん廃業している。コンテナ苗といっても、冒頭の部長の挨拶でもありましたが、増えているとは言えるものの、到底この本数に追いついていない現状なので、それに対する施策をぜひ、打っていただかないと、伐ったはいいけど。ということになるのでよろしくお願ひしたいということが、1点、これはお願ひです。

その下の第3期岐阜県森林づくり基本計画における素材生産量は、平成29年度は48万8千立方メートルで当初の50万立方を概ね達成しそうだが、これを仮に5カ年間で、256万3千立方の素材生産量になりますよね、計画ですけど、これが、仮に1万円円で売れたとすると、256億円なんです。この中でバイオマスエネルギー関係のエネルギー資源としてのものはどのくらい含まれるか、また、合板、集成材、そういったものは、これからの時代は細分化しておいていただくといい。なぜならば、林業経営者協会では、しがみついて100年の木を作ることも大事だけれども、30年スパンでエネルギー資源用の木材生産林も将来的に必要ではないかと論議されていまして、大体100年の木で、うちの会員の統計上の数字を言うと、100年という時間の投資、それを3分の1にしました。それと、そこまでに淘汰する競争力のある優良な木材を作るのに比べ、30年の間に勝手に大きくなるバイオものは、コストは5分の1。ということは、時間が3分の1、コストは5分の1それを3回繰り返せば、むしろ、100年の木を育てるよりも、回収率が良くて利益が上がってくるというのが、実は私たちの研究の中で出ている。

そうだとすると、そのエネルギー資源に対する依存度に関し、岐阜県の林政は素材生産においてどのように考えているかとお伺ひしたい。

(事務局) ※岩月森林整備課長

まず、苗木の問題でございますけれども、先ほどおっしゃったように、今年度29年度の需要量と生産量を申し上げますと、需要量につきましては61万本と統計上出ております。一方、生産については64万本ということで、今の時点では生産の方が需要を上回っているという状況でございます。

ただ、委員のご指摘のとおり、今後それが皆伐がドンドン進んでいくと、当然ながら苗木の生産本数を増加させていかないといけないということでございます。今現在、ご承知のように、下呂の乗政という地内で、樹木育苗センターというところがございまして、そこでは民間がやっております。そこではコンテナ苗を生産しており、いま現在は20万本の生産体制ですが、将来的には100万本という体制を整えるということでございます。それに加えまして、既存の個人の種苗業者の方々もですね、今現在は人数が少ないわけですが、そうした方々と協力しながら、生産体制を構築していきたいと思っております。

また、裸苗の時代は山行き苗を作るには3年程かかってございましたけれども、コンテナ苗になりますと、それが約半分の1年半、あるいは最近では1年という話も聞いた

りいたしますので、そういったかたちで、需要と生産のマッチングというか、バランスをとっていきたいと考えております。

(事務局) ※高井県産材流通課長

まず、51万弱の素材生産でございますが、内訳は国の統計で出ておまして、昨年度ですが、製材用が23万立方メートル、合板用が7万5千立方メートル、チップ用が8万立方メートルということです。

国の統計はバイオマスについては集計されていないので、我々独自で、現在13ある発電所や温熱施設等を調査したものが12万立方メートルありまして、簡単に言いますと、建築用材で使うものが31万立方メートル、紙とエネルギーで使うものが20万立方メートルというところでございます。

それから金額でございますが、これも国の方で統計上出ておりますが、製材と合板のいわゆる産出額しか出ていないが、内訳はないが、製材と合板で31万立方メートルです、49億6千万円となっております。

これに先ほどの、チップとバイオマスで20万立方メートルですので、単純に6,500円くらいをかけますと13億円と。ということは、全体の規模感としては63億円くらいと推計しております。これが、生産量が例えば50万立方メートルから60万立方メートルに増えると、同じように1.25倍ということで、約77,78億円になるかと想定しております。

(藤原会長)

計画のベースとなる話ではありますが、だんだん専門家同士の話になりそうですので、この辺でよろしいでしょうか。

(中島委員)

全く単純な話を1点だけ。木曾川計画区が5年前に比べて、300ヘクタール民有林が増えているという表現がしてありますが、おそらく、森林全体が岐阜県で増えるわけではないので、国有林からの民有林化という理解をさせていただいてよろしいか。1点だけお願いします。

(事務局) ※寺田技術総括

委員のおっしゃるとおりです。官行造林地が解除されまして、国有林から民有林に移行いたしました。それが主なものであります。

(藤原会長)

それぞれご意見をいただきましたが、諮問を受けております議案の第1号につきましては、原案どおり認めるということで、答申をさせていただくということで、よろしいですか。

～異議なし～

(藤原会長)

意義ないようですので、それでは議題1号につきましては原案のとおり決定するのが
適当だということで答申することとして決定させていただきたいと思います。

ここで、答申文(案)を作成しますので、しばらく休憩とさせていただきます。

～休憩後再開～

(藤原会長)

それでは、審議会を再開いたします。

事務局から答申文(案)の朗読をお願いします。

・答申文(案)朗読

(案)	岐森審第2号 平成29年12月22日
岐阜県知事 古田 肇 様	岐阜県森林審議会 会長 藤原 勉
地域森林計画の樹立及び同計画の変更について(答申)	
平成29年12月22日付け林第502号をもって諮問のありました下記について、 原案のとおり決定することを適当と認めます。	
記	
1 森林法第5条第1項に基づく木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立について	
2 森林法第5条第5項に基づく揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森 林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について	

(藤原会長)

ただいま事務局から読み上げていただきました内容でよろしいでしょうか。

～異議なし～

(藤原会長)

ありがとうございます。それでは、この内容で答申することを決定させていただきます。
以上で、本日ご審議いただく議事は終了いたしました。

引き続きまして、報告事項に入ります。岐阜県森林審議会林地部会の審議状況等につきまして、報告をお願いします。

(向井委員)

林地部会長の向井でございます。林地部会における審議状況並びに林地開発許可状況について、事務局に説明をお願いいたします。

(事務局) ※臼井治山課長

～資料8に基づき林地部会の審議状況等について説明～

(藤原会長)

ただいまの説明について、ご質問等がありましたら伺いたいと思います。

(藤原会長)

よろしいでしょうか。ご質問がないようですので、林地部会の報告は了承するということにしたいと思います。

次の、その他に入らせていただきたいと思います。冒頭でも高井部長からの話もございましたが、国版森林環境税の動向について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ※丹羽林政課長

～資料9に基づき国版森林環境税について説明～

(藤原会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(小林委員)

森林環境税のことを聞くと、いま、この森林審議会の場では、お金が入ってきていいことだなと思うんです。一方、県民や市民の立場からすると、また税金がとられるのかという感覚があるんですね。そのことを考えると、今までもそうなんです、森林環境税の使い道が施業ということは分かっているが、私たちの生活や将来にとってどう必要なのか、例えばですが、岐阜県全体でCO2がどれだけ森林吸収されているんだとか、こういう効果があるんだよという啓発とは言いませんが、宣言というか広報というのはあまり見かけたことはないんですね。いいことなのは分かっている。また同じように、国もいいことだからやろうとしていることは分かっているんですが、具体的にどういう利益があるのか、あるいは次世代に残していくためにはどういうことを行っていくのかということが、情報として今までも非常に不足している気がする。ぜひ、先行して森林環境税をかけている岐阜県がもう少し情報をうまく出してほしいし、それから、そのことについて、市民の方々に森林環境税を分かってもらえるような事業をしてもらえたらすごくうれしいなと思って発言しました。よろしくをお願いします。

(事務局) ※高井部長

ご存知のように、いま、第2期目の森林環境税の初年度でございますが、これについても、二酸化炭素の吸収等、PR不足の面は多々あると思いますので、今後県の森林環境税でも取り組みたいと思いますし、平成31年度から始まる国の環境税も活用しながら、おっしゃられるように県でも千円、国でも千円もいうことですので、その点については、十分理解をしていただかないと円滑に進まないと思いますので、この点については、心して取り組んでまいります。

(小林委員)

よろしくお願ひします。それともう1つ。ちょっと思うのが、私も森林環境税をいただいて事業をしているが、その時に、他の助成金と違うところは、やっている事業体には一切お金が出てこないんですね。普通のところだと、旅費だとかそういうものが出てくるのですが。なぜ言うかという、やればやるほど赤字になるといって、NPOだったり、財政面で豊かでない新団体は取り組みにくい。今の枠組みだと、森林環境税ではそういうものは出てこないで、2期目になってはいるが、一度、市民がそういうことについて取り組みやすい仕組みをもう一度考えてもらいたい。

二酸化炭素に排出枠が設定されていないので、J-VERのような二酸化炭素を買ってもらう仕組みが動かない。その辺りも、やっぱり森林組合が成り立っていくには、お金をもらっていただくだけではなく、その資源としての二酸化炭素の吸収を売っていくような仕組みも作ってもらわないと、次世代にずっとこうやって補助をしていく仕組みだけを残していくことも問題だと思っています。やれるとすれば、温暖化のときの対策とタイアップを組んでもらって効果的な広報をしてもらえたらとすごくありがたいなと。今日たまたま環境税のことが出たので、今までの想いを言わせていただきました。ありがとうございます。

(事務局) ※尾関恵みの森づくり推進課長

今の委員のお話の一つに、J-VERの関係がございました。おっしゃるように、認証量は岐阜県合計で平成29年8月現在でございますが、8万1千トンほどございます。

ただ一方で、売却可能量が7万2千トン程という数字が出ております。これは、県では環境生活部において、いろいろとPRには努めていますが、森林環境税も1期でそういった普及促進という事業を行ってございました。いずれにしろ、先ほどおっしゃられましたように、環境税自体のPRの面も色々実際にはやっているわけですが、やはり一般の県民の方に伝わってこそそのPRだと思いますので、委員おっしゃられますように、国の制度が新しく入ってきますので、使い道、使い勝手そういったことも含めまして、引き続きPRに努めてまいりたいと思います。お願いしたいと思います。

(藤原会長)

これから動きがあることです。我々、市町村でもこの制度ができることで大変悩んでいます。市町村の責務といったときに、事業者が受けないものは市町村が受けるといった時に、市町村では誰もやる人がいない。結局はやらない山が増えていくと、何ともな

らない。

そうならないように、部長の冒頭の話でもあったように担い手を増やしていかないといけない。農業と一緒に、どんどん担い手がいなくなってしまうと、さあやれやれと言っても。それと一緒に議論になっていきます。ぜひ、その前に今から、税ができる前から、担い手をしっかりと育成していかないと。税ができて、さあ使いましょう、やりましょうと言っても中々と。

私のところも山があり、放棄地がたくさんあって 山が要らないという方がドンドン増えてきて、じゃあ、誰がどうするんだという。そんな問題が出てきておりますので、環境税を機会に、いい方向へ、今お話があったように、我々、当事者も悩み大きい制度であります。是非、お知恵をいただきたいなと思っております。これは会長としてではなく、一市町村長としての意見でございます。

(中原委員)

今、藤原会長がおっしゃったとおりですね、例えば、市町村はご存知のとおり、前からの話ですが、専門技官はいなくても、きっちり2年で回っているがために、増してこの時代の複雑怪奇になった制度に対応しきれない。故に各10の農林事務所のAGといわれる人たちが支えているからであって、当面その問題は、農林事務所の優秀な、現実をよく分かっている人間を配置して、それが市町村に対して支援する以外ないということ。それが1つお願いしたいということ。

2つ目は担い手の問題です。素材生産の問題、プランニングの問題にしても、アカデミーがあるんだから、あそこが出番なんですよ。もっとスキルが高い、現実に対応できる、カリキュラムをたてながらやるというのが、本来のアカデミー創立時の志であったと思う。そうしたことをお願いしたいこと。

3つ目に、おもちゃ博物館。産業廃棄物が出て中断しておりますが、あれがとん挫して、予算が無いということで消えないように、継続して用地確保なり、具現化に進めていただきたいことが3つ目。

4つ目に徐々に林野庁の中で、森林所有者という言葉が復活してまいりました、事業体ではなく。手前どもの林業経営者協会は、森林所有者で、約83名、面積は1万1千ヘクタールくらいございます。そこが一番、所有界が明確になって、資源量も把握しております。何たって引き継いだ山ですので。これを機にですね、ぜひ、お引き回しいただければという風に思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局) ※高井林政部長

林業指導普及員については農政に比べて、確かに林政は手薄な状況ではございますが、普及員も活用していただきながら、実は今年から地域森林監理士という制度を設けて、いわゆるフォレスターの能力を持った人間を現在、養成をしておりますので、そういう人材を市町村でも活用いただければと思っております。

担い手については、森林技術者といわれる方が930人県内におみえですが、この人数だけでは国の森林環境税が入ってきた時にとっても対応できませんので、基本計画の中では、1,255人にしたいということで色々取り組んでおります。

実は、この担い手対策は山の関係だけでなく、農政やその他でもひっ迫している関係で、平成30年度予算の主要課題に担い手育成というのがございますので、林政としても何千万規模で担い手を確保する取組み、あるいは、組織を立ち上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

おもちゃ美術館はやります。いま、ゴミが出ておりまして、現在、ヒ素の調査中ですが、やめませんので、是非ともよろしく願いいたします。

(藤原会長)

それでは時間も来ましたので、これで本日の審議会を閉じさせていただきたいと思えます。皆様方には長時間にわたり、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

(事務局) ※寺田技術総括監

藤原会長には、長時間にわたる議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、貴重なご意見、ご提言を賜り、ありがとうございます。

本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、署名をいただき、確定版を改めて送付させていただきます。

では、これもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

午前11時45分閉会